

# 龜山市立図書館運営評価手順

令和6(2024)年3月

龜山市立図書館

## 目次

1 はじめに .....	2
2 評価体系 .....	3
3 評価方法 .....	4
4 評価項目 .....	5
5 亀山市図書館協議会委員名 .....	8
資料 .....	9

### 1 運営評価体系図

### 2 図書館利用者アンケート

# 1 はじめに

## (1) 評価の目的

図書館法(昭和25年法律第118号)は平成20年の改正において、図書館の運営の状況に関する評価等が法律で定められました。また、図書館法第7条の2の規定に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で基準が定められており、同法第7条の3においては「当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

亀山市立図書館においても、同法の趣旨に基づき、図書館パフォーマンス指標 日本産業規格 JIS X0812:2012(平成24年6月20日改正)を参酌しつつ、図書館運営やサービス提供にかかる図書館評価を行い、公共図書館としての向上を図ることを目的とします。

## (2) 評価期間

年度単位の評価とします。前年度末の状況を当年度に評価するものとします。

また、評価項目や図書館利用者アンケート項目等の改訂は、社会経済情勢の急激な変化や図書館サービスに求められる新たな課題に柔軟に対応するため、必要が生じた場合は見直しをします。

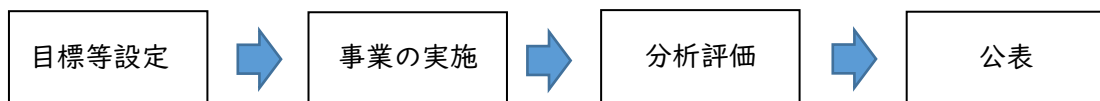
## (3) 公表

原則、一次評価を第1回図書館協議会で資料提出をし、第2回図書館協議会で二次評価を受けるものとします。その結果を図書館利用実績やアンケート結果等のデータと併せて亀山市立図書館ホームページ等にて公表するものとします。

## (4) 評価の流れ

図書館法第7条の3(運営の状況に関する評価等)に基づき、図書館運営やサービス提供における測定値を記録化し、基本目標を定め、適正に実施をされているかを検証し、評価、改善を重ねることで、図書館サービスの向上を図ります。

評価のサイクルは下図のとおりとします。



## 2 評価体系

本館の基本理念である「学びの場からつながる場へ」を具現化するため、第2次亀山市総合計画後期基本計画における施策の方向をもとに掲げた基本目標と実施方針の活動指標を定めます。そのうえで「亀山市図書館サービス実施計画」、「亀山市子どもの読書活動推進計画」並びに「亀山市立図書館蔵書計画」その他関連する計画との整合を図りながら、本館の評価を行います。

### 基本目標

- ① 図書館を核とした読書活動を推進するため、誰もが利用しやすい環境を創出し、きめ細かな図書館サービスの提供に努めます。また、図書館を核とした地域読書活動拠点を整備し、身近な読書環境づくりを創出します。
- ② あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、図書資料の充実を図ります。
- ③ 「第4次亀山っ子読書推進プラン」に基づき、子どもたちや親子が本に親しみ、本を読む習慣を身に付けるきっかけとなる取組を行います。また、子育てに関連した図書や情報を提供します。

### 実施方針

- ① 図書館を核とした身近な読書環境づくりを進めます。
- ② 図書館サービス実施計画を着実に進めます。
- ③ 蔵書計画に基づいた、図書資料の収集や保存を進めます。
- ④ 子どもの読書活動を推進します。

## 3 評価方法

### (1) 評価者

一次評価（図書館による自己評価）

二次評価（図書館協議会委員による評価）

### (2) 活用する資料等

亀山市子どもの読書活動推進計画の成果指標

亀山市図書館サービス実施計画の成果指標

図書館利用者アンケート調査結果 等

### (3) 図書館運営評価の方法

図書館運営評価とは、図書館におけるサービスが利用者ニーズや亀山市図書館サービス実施計画等の諸計画に則り、適切に把握され、サービスが展開されているかを指標とするものです。評価の実施にあたっては、基本目標に定める実施方針に掲げた①から④までの各方針に対し、めざす姿を定め、具体的な活動指標を明示し、図書館が実施する施策やサービスによるサービス量（アウトプット）と、その結果もたらされた社会的変化（アウトカム）の双方の視点から、図書館が担うべき社会的使命と図書館サービスの状況を評価します。

この評価は、サービスの充足性や効率性などを含めた総合的な視点から図書館運営評価を行うもので、その結果を反映し、より質の高いサービス提供に向けた取組を行っていきます。

## 4 評価項目

図書館運営評価における実施方針、測定項目、活動指標等は、次のとおりとします。ただし、社会的経済情勢の急激な変化や新たな課題に柔軟の対応するため、必要に応じて項目等が変動することがあります。

実施方針 ① 図書館を核とした身近な読書環境づくりを進めます。

### 【めざす姿1】 良質な図書館サービスの提供が図られている

〈測定項目〉	〈活動指標〉
1 経営・運営・管理状況に関する評価	① 図書館費決算額
2 図書館の適切な経営に関する評価	① 図書館費決算額のうち、一般管理費の決算額
3 業務統計	① 入館者数
	② 貸出点数
	③ 貸出人数
	④ 予約件数
	⑤ 電子図書館貸出冊数
	⑥ 電子図書館貸出人数
	⑦ 雑誌スポンサー制度活用点数
4 運営の健全化	① リスクへの対応

実施方針 ② 図書館サービス実施計画を着実に進めます。

### 【めざす姿2】 学びと交流の場となる図書館

〈測定項目〉	〈活動指標〉
5 人材育成による職員の能力・資質向上	① 職員研修の受講回数
	② 受講職員による情報共有回数
6 市民交流	① 地域読書活動拠点訪問回数
	② 行政出前トーク等職員派遣回数
	③ 図書館協議会開催数
	④ 図書館ボランティア会議開催数
	⑤ 交流イベント参加団体数
	⑥ 図書館ボランティア団体活動回数
	⑦ 図書館ボランティア団体以外の活動回数
	⑧ 行政連携展示件数

7 情報発信	①図書館ホームページへのアクセス数
	②図書館ホームページ更新回数
	③パスファインダー発行回数
	④ニュースレター発行回数
8 図書館サービス認知度	①新規パスワード登録方法
	②レファレンスサービス
	③予約制度
	④リクエスト制度
	⑤データベース
	⑥返却お知らせメール
	⑦新着お知らせメール
	⑧電子図書館
	⑨座席予約サービス
	⑩フリーWi-Fi
	⑪自動貸出機利用率

実施方針 ③ 蔵書計画に基づいた、図書資料の収集や保存を進めます。

**【めざす姿3】 地域社会の情報源となる図書資料の充実**

〈測定項目〉	〈活動指標〉
9 蔵書状況	①蔵書数
	②図書資料年間購入冊数
	③寄贈資料登録冊数
	④雑誌年間購入種類
	⑤新聞年間購入種類
	⑥電子図書館コンテンツ数
	⑦年間受入数
	⑧ひみつ本更新回数
	⑨行政資料収集周知回数

実施方針 ④ 子どもの読書活動を推進します。

**【めざす姿4】 読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち**

〈測定項目〉	〈活動指標〉
10 子どもの読書活動推進状況	①中高校生の企画・運営・参画イベント実施回数
	②子ども向けテーマ展示回数
	③18歳以下の新規登録者数
	④18歳以下の年間貸出点数
	⑤保育所等への出張よみきかせ等訪問回数
	⑥子育て支援センターサテライトの開催数
	⑦ほんくる。利用の貸出点数

## 5 亀山市図書館協議会委員 名簿

亀山市立図書館条例第5条に基づく図書館協議会委員

名 前	所 属 等	備 考
岡 野 裕 行	皇學館大学准教授	会長
井 戸 本 吉 紀	三重県立津高等学校職員(司書)	副会長
稲ヶ部 明 香	三重県立図書館職員(司書)	
川 口 恭 子	学校図書館活用アドバイザー	
下 重 智 子	社会教育委員	
横 山 正	まちづくり協議会代表	
原 美 津 子	図書館ボランティア代表者	
田 中 愛 子	図書館ボランティア代表者	
川 辺 一 弘	公募により選出された委員	
服 部 し づ 子	公募により選出された委員	

\*任期 令和5年1月26日から令和7年3月31日

亀山市立図書館条例第5条第4項および同条例附則の経過措置に基づく期間